



富山労働局発表  
平成23年11月25日

	富山労働局職業安定部
担当	職業対策課 課長 太田 勝久 課長補佐 島田 泰昭 地方障害者雇用担当官 山元 裕之 電話 076-432-2793

## 平成23年6月1日現在の障害者雇用状況

～障害者実雇用率は1.65%、達成企業割合は54.7%～

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）では、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することが義務づけられている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下、「障害者」という。）の雇用状況について、報告を求めています。

このほど、平成23年6月1日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

### ◎ ポイント

#### 【公的機関】

- 富山県の機関では、知事部局、企業局、県教育委員会及び警察本部のすべてにおいて、法定雇用率を達成
- 市町村の機関では、24機関中20機関が法定雇用率を達成（未達成の4機関は10月1日ですべて達成）

#### 【民間企業（常用労働者数が56人以上の規模）】

- 県内企業の実雇用率は1.65%  
(※全国の実雇用率は1.65%)
- 法定雇用率達成企業の割合は54.7%  
(※全国の法定雇用率の達成企業の割合は45.3%)

このような状況を踏まえ、

- ① 富山労働局においては、公的機関に対して、未達成とならないよう、また、さらに雇用率が向上するよう、障害者雇用の啓発指導を強化することとしている。
- ② 富山労働局においては、障害者0人雇用企業を中心に雇用率達成指導を実施し、障害者の職域開発・職域拡大の推進を図り、雇用率未達成企業の解消に努めることとしている。

平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

#### 公的機関における在職状況

##### ◇ 富山県の機関（法定障害者雇用率2.1%）

富山県の機関（知事部局、企業局、警察本部）に在職している障害者の数は92.0人であり、実雇用率は2.22%と前年に比べ0.04ポイント下回ったが、すべての機関が法定雇用率を達成している。

##### ◇ 市町村の機関（法定障害者雇用率2.1%）

市町村の機関に在職している障害者の数は202.0人であり、実雇用率は2.05%と前年に比べ0.10ポイント下回っている。

24機関中20機関が法定雇用率を達成しているが、富山市、高岡市、上市町、氷見市教育委員会が未達成となっている。（富山市、高岡市、上市町は10月1日付で、氷見市教育委員会は9月30日付で達成済）

##### ◇ 富山県教育委員会（法定障害者雇用率2.0%）

富山県教育委員会に在職している障害者の数は128.0人であり、実雇用率は2.05%と前年に比べ0.04ポイント低下したが、法定雇用率を達成している。

- 富山労働局においては、公的機関に対して、民間企業に率先して法定雇用率を達成すべき立場であることから、障害者雇用の好事例やチャレンジ雇用（注）による知的障害者等の雇用のノウハウなどを参考とし、未達成とならないよう、またさらに雇用率が向上するよう、障害者雇用の啓発指導を強化することとしている。

##### （注）チャレンジ雇用

1年以内の期間を単位として、各省庁・各自治体において非常勤職員として雇用する制度をいう（最高3年間）。

〔第1表参照〕

## 一般の民間企業における雇用状況

### ◇ 雇用されている障害者数、法定雇用率達成企業の割合、実雇用率

- ・ 1. 8%の法定障害者雇用率が適用される、一般の民間企業(常用労働者数が56人以上規模の企業)において雇用されている障害者の数は2,891.5人で、前年より98.5人(3.5%)増加した。  
このうち身体障害者は2,377.5人(前年比1.1%増、25.5人増)、知的障害者は427人(前年比13.9%増、52人増)、精神障害者は87人(前年比31.8%増、21人増)であった。
- ・ 法定雇用率達成企業割合は54.7%(前年58.9%)で、前年より4.2ポイント低下した。実雇用率は1.65%(前年1.68%)で、前年を0.03ポイント低下した。

- ※ 障害者数において1人未満の端数があるのは、重度以外の身体障害者である短時間労働者、重度以外の知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。
- ※ 仮に、本年について改正前の制度に基づき、障害者の数を計算すると、2,853.0人となり、前年より2.1%(60人)増加となる。実雇用率について計算すると1.73%程度となるものと推計される。

[第2表参照]

### ◇ 企業規模別の状況

- ・ 雇用されている障害者の数は、56~99人規模企業、100~299人規模企業、1,000人以上規模企業が前年を上回ったが、それ以外の企業規模では、前年を下回った。
- ・ 平均実雇用率(1.65%)と比較すると、  
500~999人規模企業(1.67%)、1,000人以上規模企業(1.81%)で上回った。  
56~99人規模(1.61%)、100~299人規模企業(1.57%)、300~499人規模(1.51%)で下回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業割合は、すべての企業規模で前年を下回っている。

[第3表参照]

### ◇ 産業別の状況

雇用されている障害者の数は、

- ・ 建設業、製造業、運輸・郵便業、卸・小売業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業で、前年より増加した。
- ・ 情報通信業、金融・保険業、宿泊・飲食サービス業、教育・学習支援業で、前年より減少した。

平均実雇用率(1.65%)と比較すると、

- ・ 製造業(1.70%)、運輸・郵便業(1.92%)、宿泊・飲食サービス業(2.13%)、医療・福祉(1.73%)、サービス業(1.82%)で上回った。
- ・ 建設業(1.44%)、情報通信業(0.83%)、卸・小売業(1.38%)、金融・保険業(1.40%)、教育・学習支援業(0.47%)、複合サービス事業(1.53%)では下回った。

法定雇用率達成企業割合は、

- ・ 複合サービス事業、サービス業で、前年を上回った。
- ・ 建設業、製造業、情報通信業、運輸・郵便業、卸・小売業、金融・保険業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉、教育・学習支援業で、前年を下回った。

[第4表参照]

◇ 不足数の状況

未達成企業数387社のうち、法定障害者雇用率を達成するのに必要な障害者数をみると、

0. 5人と1人不足企業	279社
1. 5人と2人不足企業	70社
2. 5人と3人不足企業	20社
3. 5人と4人不足企業	8社
5人以上10人未満不足企業	8社
10人以上不足企業	2社

となっている。

また、障害者雇用を義務付けられた企業のうち、雇用する障害者が0人である企業数は、227社となっている。

[第5表参照]

- 富山労働局においては、障害者0人雇用企業を中心に雇用率達成指導を実施し、障害者の職域開発・職域拡大を推進するとともに、障害者雇用に係る助成制度の活用促進を図り、未達成企業の解消に努めることとしている。

## [法定障害者雇用率]

平成9年4月、障害者雇用促進法の一部改正により以下の法定雇用率が設定され、平成10年7月1日から施行されている。

この法定雇用率の設定により、1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模は、以下のとおりとなる。

平成18年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、身体障害者、知的障害者に加え、精神障害者（精神保健福祉手帳所持者）においても雇用率の算定対象とされた。

さらに、平成22年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、平成22年7月1日から短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）が障害者雇用率制度の対象とされたところである。

### ○民間企業

- ・一般の民間企業(常用労働者数56人以上の企業) ..... 1. 8%
- ・特殊法人(常用労働者数48人以上規模の法人) ..... 2. 1%

- 国、地方公共団体(職員数48人以上の機関) ..... 2. 1%
- 市町村教育委員会(職員数48人以上の機関) ..... 2. 1%

ただし、都道府県教育委員会(職員数50人以上の機関) ..... 2. 0%

なお、重度身体障害者又は重度知的障害者については、それぞれの1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとみなされる。

また、短時間労働者は、重度身体障害者又は重度知的障害者については、それぞれ1人の身体障害者又は知的障害者として、また、重度以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者については0.5人を雇用しているものとみなされる。（短時間労働者の重度以外の身体障害者、知的障害者については平成22年7月1日から対象とされた。）

## [除外率制度について]

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用労働者数から一定率に相当する労働者を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10ポイントずつ引き下げている。（前回の除外率引き下げは平成16年4月1日）

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10ポイント引き下げている。

## 第1表

## 県・市町村各機関の状況

(平成23年6月1日現在)

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
県機関・市町村合計	13,969.0	294.0	2.10	5.5	
富山県知事部局・企業局	3,835.0	86.0	2.24	0	
富山県警察本部	302.0	6.0	1.99	0	
県機関合計	4,137.0	92.0	2.22	0	
富山市	2,072.0	40.0	1.93	3.0	10月1日 達成済み
高岡市	1,260.0	25.0	1.98	1.0	10月1日 達成済み
魚津市	324.0	10.0	3.09	0	
氷見市	327.0	7.0	2.14	0	
滑川市	184.0	4.0	2.17	0	
黒部市	501.0	10.0	2.00	0	
砺波市	582.0	13.0	2.23	0	
小矢部市	237.0	4.0	1.69	0	
南砺市	724.0	17.0	2.35	0	
射水市	677.0	14.0	2.07	0	
上市町	249.5	4.5	1.80	0.5	10月1日 達成済み
立山町	245.0	5.0	2.04	0	
入善町	190.0	4.0	2.11	0	
朝日町	265.0	5.5	2.08	0	
富山市上下水道局	185.0	3.0	1.62	0	
高岡市水道局	72.0	1.0	1.39	0	
富山市立富山市民病院	282.0	5.0	1.77	0	
富山市教育委員会	493.0	10.0	2.03	0	
高岡市教育委員会	338.5	8.0	2.36	0	
氷見市教育委員会	88.0	0.0	0.00	1.0	9月30日 達成済み
黒部市教育委員会	57.0	1.0	1.75	0	
砺波市教育委員会	218.5	5.0	2.29	0	
南砺市教育委員会	111.0	3.0	2.70	0	
射水市教育委員会	149.5	3.0	2.01	0	
市町村機関合計	9,832.0	202.0	2.05	5.5	
富山県教育委員会	6,253.5	128.0	2.05	0	

第2表

一般の民間企業における障害者雇用状況

(平成23年6月1日現在)

企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者				知的障害者				精神障害者		K. 障害者の数	実雇用率 K÷③ ×100	法定雇用率達成企業の割合
達成	未達成	A. 重度身体障害者				B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者	F. 重度以外の知的障害者	G. 重度知的障害者である短時間労働者	H. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	I. 精神障害者	J. 精神障害者である短時間労働者				
854	467	387	176,768	13,341	174,882.5	612	1,068	57	57	105	177	30	20	75	24	2,891.5	1.65	54.7
(808)	(476)	(332)	(178,381)	-	(166,374.0)	(598)	(1,111)	(45)	-	(92)	(163)	(28)	-	(59)	(14)	(2,793.0)	(1.68)	(58.9)
																	<b>【1.65】</b>	<b>【45.3】</b>

(注) 1. 表の数値の下欄( )内は、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

2. 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数(短時間労働者については1人を0.5人に相当)を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

3. K欄の障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計である。A欄の重度身体障害者及びE欄の重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。

また、C欄の重度身体障害者である短時間労働者、G欄の重度知的障害者である短時間労働者については1人に相当するものとしている。

D欄の重度以外の身体障害者である短時間労働者、H欄の重度以外の知的障害者である短時間労働者、J欄の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。(A×2+B+C+D×0.5+E×2+F+G+H×0.5+I+J×0.5=K)

4. ( )内は、平成22年6月1日現在の数値である。

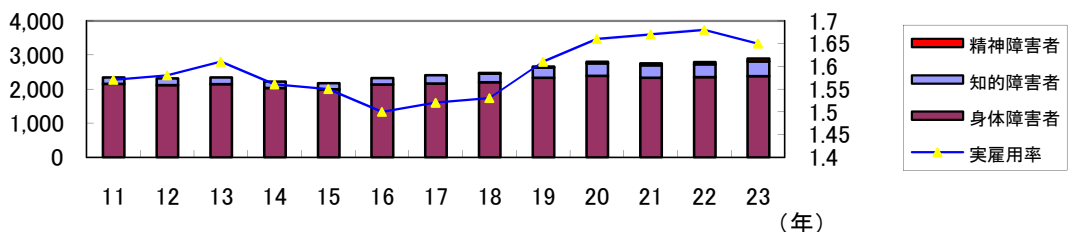
5. 【 】内は、平成23年6月1日現在の全国の数値である。

障害者雇用の推移(平成12年～23年)

年	身体障害者	知的障害者	精神障害者	計	実雇用率	達成企業の割合
12	2,117	193	0	2,310.0	1.58	55.6
13	2,141	203	0	2,344.0	1.61	55.1
14	2,031	189	0	2,220.0	1.56	54.2
15	1,995	180	0	2,175.0	1.55	52.8
16	2,133	191	0	2,324.0	1.50	53.3
17	2,165	236	0	2,401.0	1.52	53.9
18	2,200	256	13	2,469.0	1.53	53.2
19	2,334	297	25.5	2,656.5	1.61	57.3
20	2,389	367	43.5	2,799.5	1.66	59.4
21	2,332	365	55.5	2,752.5	1.67	60.2
22	2,352	375	66.0	2,793.0	1.68	58.9
23	2,377.5	427.0	87.0	2,891.5	1.65	54.7

〈障害者の数(人)〉

〈実雇用率(%)〉



第3表

一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成23年6月1日現在)

	企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者				知的障害者				精神障害者		障害者の数 K	実雇用率 K÷③ ×100	法定雇用率達成企業の割合
	達成	未達成					A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者	F. 重度以外の知的障害者	G. 重度知的障害者である短時間労働者	H. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	I. 精神障害者	J. 精神障害者である短時間労働者			
56～99人	385	202	183	27,869	2,471	28,051.5	59	155	11	7	39	47	14	4	19	7	451.0	1.61	52.5
	(350)	(198)	(152)	(26,438)	-	(25,606.0)	(53)	(177)	(8)	-	(23)	(40)	(13)	-	(11)	(3)	(402.5)	(1.57)	(56.6)
100～299人	376	219	157	59,995	4,764	58,583.0	175	359	25	28	33	63	11	11	22	8	919.5	1.57	58.2
	(369)	(230)	(139)	(61,083)	-	(55,947.0)	(165)	(346)	(17)	-	(38)	(59)	(9)	-	(18)	(8)	(859.0)	(1.54)	(62.3)
300～499人	50	25	25	18,583	1,075	18,406.5	57	98	3	1	12	20	4	4	9	8	278.5	1.51	50.0
	(50)	(27)	(23)	(19,335)	-	(18,091.0)	(70)	(114)	(7)	-	(12)	(16)	(3)	-	(8)	(1)	(312.5)	(1.73)	(54.0)
500～999人	25	13	12	16,082	1,986	15,794.0	59	115	9	11	3	6	1	0	3	0	263.5	1.67	52.0
	(25)	(14)	(11)	(18,304)	-	(16,563.0)	(58)	(132)	(5)	-	(8)	(15)	(0)	-	(9)	(0)	(293.0)	(1.77)	(56.0)
1000人以上	18	8	10	54,239	3,045	54,047.5	262	341	9	10	18	41	0	1	22	1	979.0	1.81	44.4
	(14)	(7)	(7)	(53,221)	-	(50,167.0)	(252)	(342)	(8)	-	(11)	(33)	(3)	-	(13)	(2)	(926.0)	(1.85)	(50.0)
計	854	467	387	176,768	13,341	174,882.5	612	1,068	57	57	105	177	30	20	75	24	2,891.5	1.65	54.7
	(808)	(476)	(332)	(178,381)	-	(166,374.0)	(598)	(1111)	(45)	-	(92)	(163)	(28)	-	(59)	(14)	(2793.0)	(1.68)	(58.9)

(注) 第2表と同じ



第4表

一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

(平成23年6月1日現在)

	企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者						知的障害者				精神障害者		K. 障害者の数	実雇用率 K÷③ ×100	法定雇用率達成企業の割合
	達成	未達成					A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者	F. 重度以外の知的障害者	G. 重度知的障害者である短時間労働者	H. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	I. 精神障害者	J. 精神障害者である短時間労働者					
建設業	34	21	13	5,856	142	4,879.0	11	44	0	2	0	2	0	0	1	1	70.5	1.44	61.8		
	(26)	(17)	(9)	(5,327)	-	(3,906.0)	(11)	(40)	(1)	-	(0)	(2)	(0)	-	(1)	(0)	(66.0)	(1.69)	(65.4)		
																		<b>[1.46]</b>	<b>[45.3]</b>		
製造業	349	191	158	87,096	2,301	87,696.5	342	550	15	9	51	90	4	4	39	5	1,493.0	1.70	54.7		
	(331)	(202)	(129)	(86,019)	-	(84,752.0)	(339)	(555)	(13)	-	(45)	(92)	(3)	-	(31)	(4)	(1,464.0)	(1.73)	(61.0)		
																		<b>[1.77]</b>	<b>[54.1]</b>		
情報通信業	21	6	15	3,337	64	3,369.0	7	11	0	0	0	0	0	0	3	0	28.0	0.83	28.6		
	(24)	(7)	(17)	(7,662)	-	(7,662.0)	(24)	(40)	(1)	-	(0)	(2)	(0)	-	(3)	(0)	(94.0)	(1.23)	(29.2)		
																		<b>[1.39]</b>	<b>[26.2]</b>		
運輸・郵便業	42	28	14	10,811	670	8,682.0	39	68	2	6	1	8	0	1	5	0	166.5	1.92	66.7		
	(36)	(26)	(10)	(11,326)	-	(7,735.0)	(31)	(75)	(1)	-	(1)	(9)	(2)	-	(3)	(1)	(154.5)	(2.00)	(72.2)		
																		<b>[1.69]</b>	<b>[49.1]</b>		
卸・小売業	125	63	62	18,089	4,187	20,094.5	41	99	11	14	15	24	9	6	7	11	277.5	1.38	50.4		
	(124)	(64)	(60)	(17,769)	-	(17,629.0)	(39)	(104)	(5)	-	(19)	(24)	(9)	-	(5)	(6)	(266.0)	(1.51)	(51.6)		
																		<b>[1.41]</b>	<b>[34.8]</b>		
金融・保険業	12	4	8	6,655	801	7,055.5	23	49	2	0	0	0	0	0	2	0	99.0	1.40	33.3		
	(14)	(6)	(8)	(6,708)	-	(6,708.0)	(24)	(53)	(3)	-	(0)	(0)	(0)	-	(2)	(0)	(106.0)	(1.58)	(42.9)		
																		<b>[1.73]</b>	<b>[39.7]</b>		
宿泊・飲食サービス業	16	9	7	2,004	445	2,226.5	6	14	2	4	5	7	0	1	0	0	47.5	2.13	56.3		
	(18)	(11)	(7)	(2,532)	-	(2,463.0)	(7)	(19)	(5)	-	(5)	(1)	(3)	-	(0)	(0)	(52.0)	(2.11)	(61.1)		
																		<b>[1.49]</b>	<b>[39.1]</b>		
医療・福祉	138	85	53	20,732	2,094	17,978.0	56	98	17	12	14	23	13	6	9	4	311.0	1.73	61.6		
	(122)	(92)	(30)	(18,901)	-	(14,532.0)	(51)	(94)	(11)	-	(15)	(18)	(10)	-	(9)	(1)	(274.5)	(1.89)	(75.4)		
																		<b>[1.90]</b>	<b>[55.3]</b>		
教育・学習支援業	11	2	9	1,191	47	1,060.5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5.0	0.47	18.2		
	(10)	(3)	(7)	(1,123)	-	(931.0)	(1)	(5)	(0)	-	(0)	(0)	(0)	-	(0)	(0)	(7.0)	(0.75)	(30.0)		
																		<b>[1.37]</b>	<b>[39.0]</b>		
複合サービス事業	16	10	6	3,668	102	3,719.0	13	24	1	0	1	2	0	0	2	0	57.0	1.53	62.5		
	(16)	(7)	(9)	(3,726)	-	(3,726.0)	(10)	(25)	(0)	-	(1)	(2)	(0)	-	(1)	(0)	(50.0)	(1.34)	(43.8)		
																		<b>[1.79]</b>	<b>[48.1]</b>		
サービス業	54	32	22	7,568	2,177	8,207.5	30	48	4	10	6	12	3	1	4	2	149.5	1.82	59.3		
	(49)	(25)	(24)	(6,673)	-	(6,116.0)	(18)	(34)	(4)	-	(5)	(8)	(1)	-	(1)	(1)	(94.5)	(1.55)	(51.0)		
																		<b>[1.60]</b>	<b>[41.8]</b>		
その他	36	16	20	9,761	311	9,914.5	43	60	3	0	12	9	1	1	3	1	187.0	1.88	53.1		
	(38)	(16)	(22)	(10,615)	-	(10,214.0)	(43)	(67)	(1)	-	(1)	(5)	(0)	-	(3)	(1)	(164.5)	(2.00)	(42.0)		
																		<b>[1.56]</b>	<b>[43.2]</b>		
計	854	467	387	176,768	13,341	174,882.5	612	1,068	57	57	105	177	30	20	75	24	2,891.5	1.65	54.7		
	(808)	(476)	(332)	(178,381)	-	(166,374.0)	(598)	(1,111)	(45)	-	(92)	(163)	(28)	-	(59)	(14)	(2,793.0)	(1.68)	(58.9)		
																		<b>[1.65]</b>	<b>[45.3]</b>		

(注) 第2表と同じ

第5表

障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

(平成23年6月1日現在)

区 分	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数							障害者数が 0人である 企業数
		0.5人 又は 1人	1.5人 又は 2人	2.5人 又は 3人	3.5人 又は 4人	4.5人	5人以上 10人未満	10人 以上	
規模計	387	279	70	20	8	0	8	2	227
56人～99人	183	183	-	-	-	-	-	-	176
100人～299人	157	89	56	11	1	-	-	-	51
300人～499人	25	5	8	5	4	-	3	-	0
500人～999人	12	1	4	3	3	-	1	-	0
1,000人以上	10	1	2	1	0	-	4	2	0

(注) 不足数とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。